

令和6年能登半島地震義援金の募集

川越商工会議所 会員各位

1月1日に発生した能登半島地震により、お亡くなりになられた方々に追悼の意を捧げるとともに、被災された皆様、そのご家族の方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

川越商工会議所では、一日も早い復旧・復興のため義援金を募集させていただくことになりました。

お寄せいただいた義援金は、日本商工会議所を通じて、被災地域の商工会議所および商工会議所連合会に寄贈し、復旧・復興に向けて商工会議所・連合会が実施する、「①被災事業者の事業再開」「②被災商工会議所の再建」「③観光回復等に係る事業」として活用させていただく予定です。

被災地の復興への道筋が少しでも開けるよう、役員・議員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

令和6年1月 川越商工会議所
会頭 原敏成

FAX 049-225-2101 川越商工会議所 総務企画部 行

能登半島地震義援金申込書

申込口数・金額 _____ 口 _____ 万円

振込 持参 します (いずれかにチェック)

事業所名 _____

代表者名 _____

ご連絡担当者 _____

ご連絡先電話 _____

お振込またはご持参予定日 _____ 月 _____ 日

※ ご連絡いただいた情報は、本義援金募金の目的以外には使用いたしません。

ウェブフォームからお申し込みいただけます。

<https://forms.office.com/r/x6Q1SUDwk5>



令和6年能登半島地震義援金 申込要領

1. 義援金の使途

被災地の一日も早い復旧・復興のため「①被災事業者の事業再開」「②被災商工会議所の再建」「③観光回復等に係る事業」として活用します。

2. 義援金の寄贈先

全国商工会議所から寄せられた義援金を日本商工会議所がとりまとめた後、被災商工会議所および商工会議所連合会に寄贈します。被災地域のブロック商工会議所連合会および商工会議所連合会にて被災状況等を勘案し、配分等を決めさせていただきます。

3. 義援金募金額 1口1万円としご希望口数を申し受けます

※義援金は現金に限ります。現金以外の金券・物品等は申し受けできません。

4. 募集期限 2024年2月19日(月)

5. お申込み方法

別紙「能登半島地震義援金申込書」をファックスいただくか、ウェブフォームからお申し込み下さい。義援金は下記口座にお振り込みいただくか、川越商工会議所総務部にお持ちください。

お振り込み先

埼玉りそな銀行川越支店

普通預金 3811989

川越商工会議所

※恐れ入りますが、振込手数料は貴社でご負担いただきますようお願い申し上げます。振込手数料を差し引いて送金された場合は指定口座入金額を募金額とさせていただきます。

6. 税制上の取り扱い

寄附金税制上、本義援金は「一般寄附金」の取扱いとなります。詳細は以下のとおりです。

①個人が義援金を支出する場合の所得税の取扱い

所得控除はありません。

②法人が義援金を支出する場合の法人税の取扱い

一般寄附金は、下記の損金算入限度額までが損金に算入されます。

〔期末資本金の額等（資本金の額+資本準備金の額）×12分の当期の月数×1000分の2.5+所得の金額（法人税申告書別表四 仮計の金額+支出寄附金の額）×100分の2.5〕×4分の1=〔損金算入限度額〕

計算例 期末資本金の額等 1,000万円、所得の金額 1,500万円、1年決算法人の場合の損金算入限度額
〔1,000万円×12分の12×1000分の2.5+ 1,500万円 ×100分の2.5〕×4分の1=〔10万円〕

【本件お問い合わせ先】総務企画部 鹿倉・須山・田中

TEL 049-229-1810